

## 大阪府環境審議会水質測定計画部会報告書

大阪府環境審議会水質測定計画部会長

「大阪府環境審議会条例」第6条第1項の規定に基づき、平成21年1月22日に第9回水質測定計画部会を開催し、知事から諮問のあった平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について審議を行い、同日付けで答申を行ったので、「大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、水質測定計画部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

## 第9回水質測定計画部会の概要

### 1 公共用水域及び地下水に係る水質の現況

#### (1) 公共用水域

公共用水域の水質測定は、河川が昭和46年度、海域が昭和47年度より実施しており、平成19年度の測定項目数は約80項目、測定地点数は105河川144地点及び海域22地点である。

(図1)

##### ① 河川

- ・ 平成19年度は、健康項目については、ジクロロメタン、ふっ素及びほう素がのべ11地点で環境基準を達成しなかったが、他の23項目については、全測定地点で環境基準を達成した。
- ・ 河川の代表的な汚濁指標であるBODの環境基準の達成率(平成19年度)は72.5%であった。環境基準達成率の経年変化をみると近年は上昇傾向が認められる。
- ・ 大阪府域の主要な河川のBOD濃度は、長期的な変動傾向として、概ね全ての河川で改善されていることが認められる。(図2)

##### ② 海域

- ・ 平成19年度は、健康項目については、全測定地点で環境基準を達成した。
- ・ 海域の代表的な汚濁指標であるCODの環境基準の達成率(平成19年度)は兵庫県を含む大阪湾では66.7%で、C海域とB海域中の1水域で環境基準を達成した。
- ・ 平成19年度は、全窒素は全ての海域で環境基準を達成したが、全りんはⅡ類型の海域で達成しなかった。

#### (2) 地下水

- ・ 府域の汚染状況を把握するための概況調査は、平成元年度より実施している。平成15年度～19年度の測定地点と環境基準未達成地点を図3に示す。平成19年度は81地点で調査を実施し、その結果、75地点(92.6%)で環境基準を達成した。
- ・ 汚染井戸周辺地区調査は、平成19年度までの概況調査等により地下水の汚染が懸念される204地点で調査を実施し、その結果、193地点(94.6%)で環境基準を達成した。
- ・ 汚染の継続的な調査のための定期モニタリング調査は、平成19年度は146地点で調査を実施し、その結果、90地点(61.6%)で環境基準を達成した。(図4)

### 2 平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の内容及び主な変更点

#### (1) 平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の内容

- ① 河川の水質について105河川144地点、底質について49地点、海域の水質について22地点、底質について15地点で調査を実施する。
- ② 地下水については、概況調査を80地点、定期モニタリング調査の後継調査である継続監視調査を144地点で実施する。

#### (2) 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画からの主な変更点

- ① 公共用水域において、特定項目と特殊項目の測定回数の見直しを行うとともに、「モニタリングの効率化の原則」においても測定回数の見直し基準の改定を行った。これらにより、一定の条件を満足するものについては測定回数の効率化あるいは重点化を行った。
- ② 地下水については、環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準の一部改正(平成20年8月13日、環境省)に伴い、概況調査及び継続監視調査(変更前:定期モニタリング調査)区分の定義の変更を行った。

### 3 審議の結果、平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画は承認された。

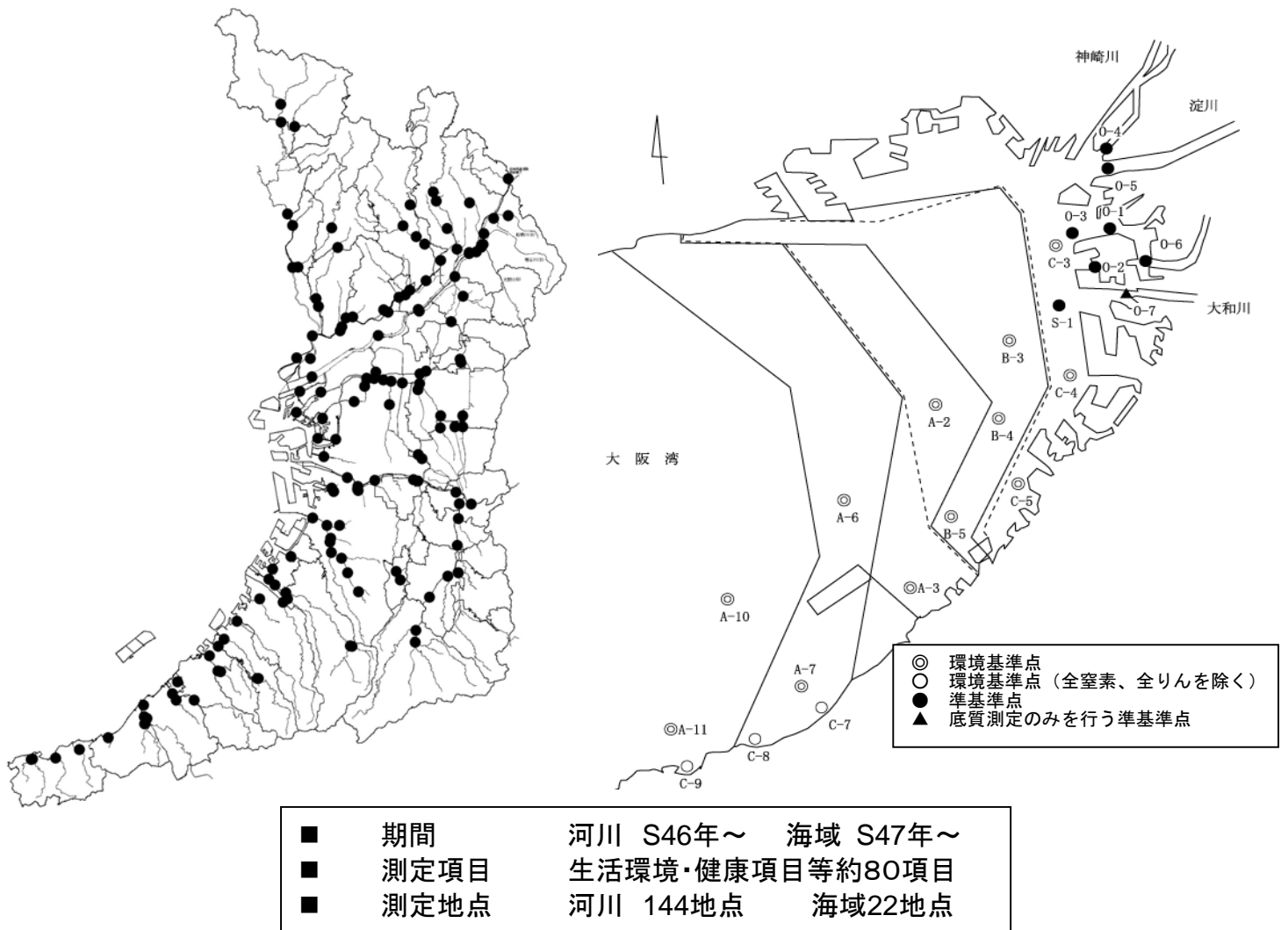


図1 公共用水域の水質測定

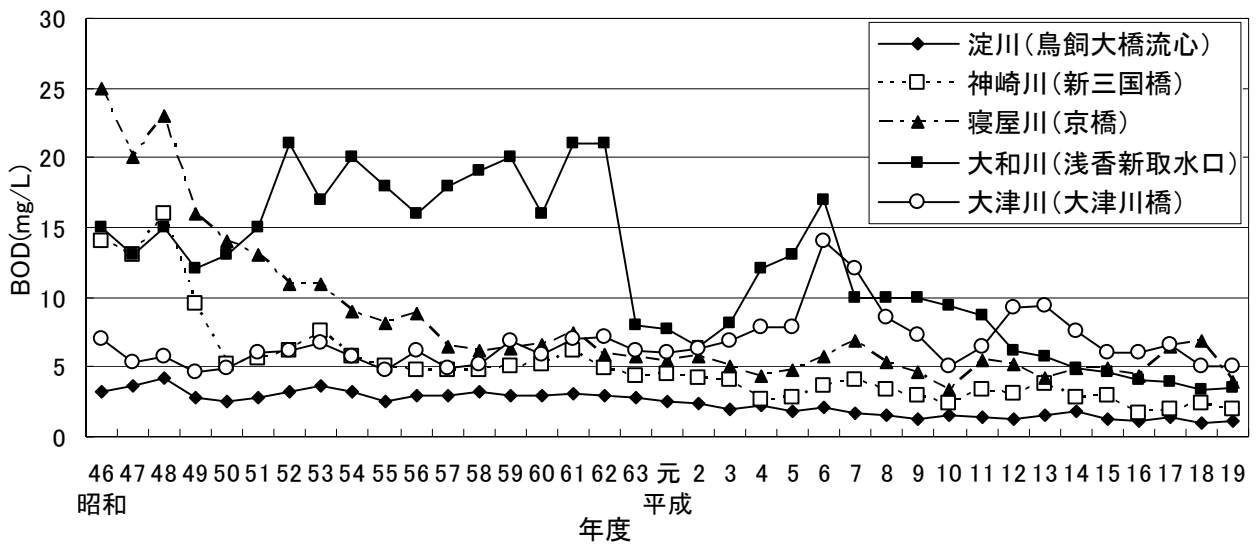


図2 BOD濃度の推移

## 平成15～19年度概況調査測定地点図

- 環境基準達成
- 環境基準未達成

|        |     |
|--------|-----|
| 達成地点数  | 395 |
| 未達成地点数 | 22  |
| 調査地点数  | 417 |

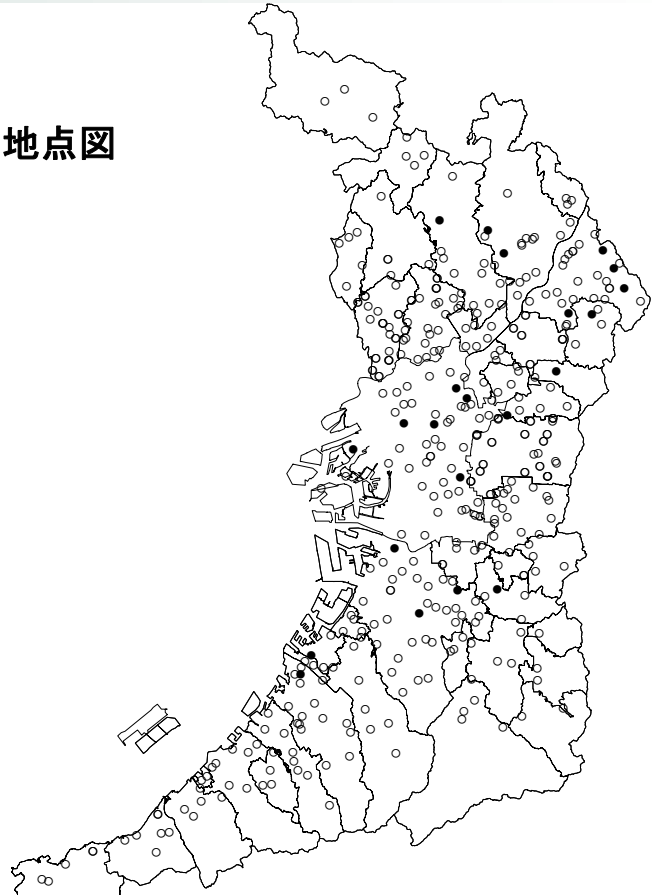


図3 地下水の水質測定

### 浅井戸

### 深井戸

- 環境基準達成  
● 全項目
- 環境基準未達成
- 砒素  
○ 1～2  
○ 3～10
- VOC  
◇ 1～10  
◇ 11～50  
◇ 51～100  
◇ 101～210
- 硝酸性・亜硝酸性窒素  
△ 1～2
- ふっ素  
□ 1～2
- ほう素  
☆ 1～3
- 総水銀  
▽ 1～6
- ※数字は環境基準値比(倍)を表す。  
VOCについては、11物質の内最高値で示す。

|        | 浅井戸 | 深井戸 | 不明井戸 | 計   |
|--------|-----|-----|------|-----|
| 達成地点数  | 67  | 20  | 3    | 90  |
| 未達成地点数 | 27  | 27  | 2    | 56  |
| 調査地点数  | 94  | 47  | 5    | 146 |

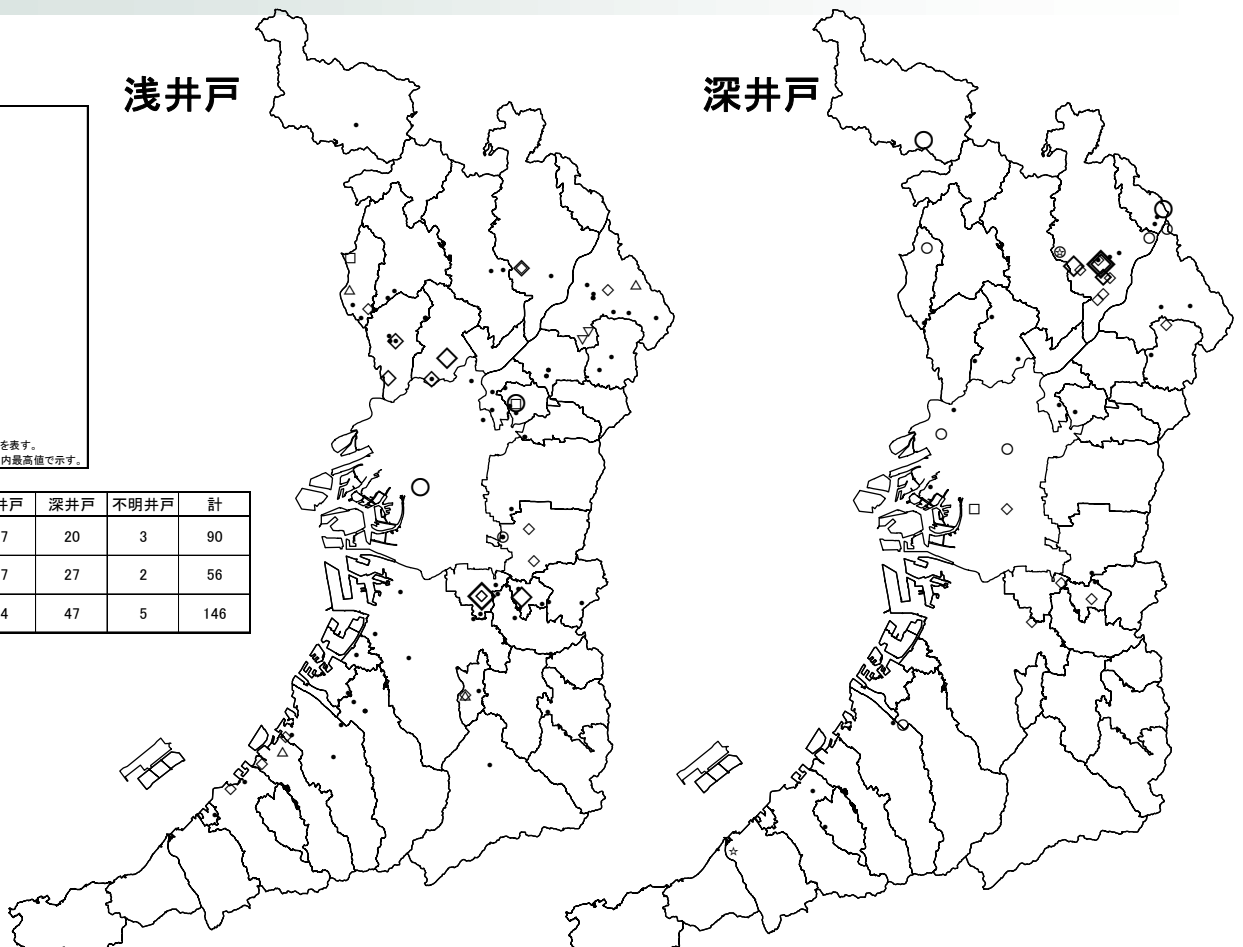


図4 平成19年度定期モニタリング調査地点図